

### 三好市本人通知制度事前登録申請書

三好市長 宛て

申請日 年 月 日

三好市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項に基づき、裏面の注意事項を読み、理解した上で、次のとおり登録を申請します。

申請者氏名	フリガナ	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	
	印	性別	男 ・ 女	
現在の住所 及び連絡先 (住民登録地) ※通知郵送先になります。	(〒 ) 電話番号 ( - - )	アパート名・号室 ( )		
通知対象	住所 (住民票)	<input type="checkbox"/> 現在の住所と同じ <input type="checkbox"/> 別紙のとおり		
	本籍 (戸籍・附票)	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり		筆頭者

※ご自身の複数の住民票、戸籍を登録する場合は、該当するものをすべて記入してください。

◆申請者本人以外の法定代理人又は代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

代理人区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人 ( <input type="checkbox"/> 未成年者法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人 ) <input type="checkbox"/> 代理人			
代理人住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現在の住所と同じ			
代理人氏名	印	電話番号		
生年月日	大・昭・平	年 月 日	性別	男 ・ 女

※1 申請の際に次の書類を提示又は提出してください（郵送の場合は写しの添付）。

- (1) 申請者又は代理人が、本人であることを証する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
- (2) 法定代理人は、その資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）、任意代理人は委任状

※2 登録者名簿への登録日は、申請受付日の翌開庁日となります。

\*\*\*\*\*以下市確認欄（申請者の方は記入しないでください）\*\*\*\*\*

受付印	受付者	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証
	登録番号		<input type="checkbox"/> その他 ( )
	登録年月日	権限確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		処理者	<input type="checkbox"/> 付箋処理等 ( <input type="checkbox"/> 住基 <input type="checkbox"/> 戸籍 ) <input type="checkbox"/> 名簿登録

(裏)  
注 意 事 項

1. この制度は、住民票の写し等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とし、証明書を第三者に交付したときに、事前登録した者に対してその交付した事実を通知する制度です。なお第三者から請求があった場合にその交付を拒否するものではありません。
2. 対象となる証明書
  - (1) 住民票の写し（消除されたものも含む）
  - (2) 住民票記載事項証明書
  - (3) 戸籍の附票の写し（消除されたものも含む）
  - (4) 戸籍謄本または抄本（全部事項証明または個人事項証明）（除かれた戸籍も含む）
  - (5) 戸籍記載事項証明書・一部事項証明（除かれた戸籍も含む）
3. 第三者とは、本人以外の者です。ただし、次の請求者を除きます。
  - (1) 住民票関係・・・本人と同じ世帯に属する者
  - (2) 戸籍関係・・・戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系親族
  - (3) 国又は地方公共団体の機関
4. 第三者からの請求により、事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
5. 通知書は、第三者に事前登録者の住民票の写し等を交付した場合に限り送付します。事前登録者と同じ世帯又は戸籍に記載がある者であっても事前登録をしていなければ通知の対象となりません。
6. 通知する内容は、交付年月日、交付した住民票の写し等の種別及び通数、交付請求者の種別（本人等の代理人、第三者（個人）、第三者（法人）、八士業）です。交付請求者の住所や氏名は通知されません。
7. 登録に必要な場合、住民票や戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。
8. 住所、氏名等事前登録した内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。なお、変更の届出がされていない場合は通知対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、変更の届出を行わなかったことにより交付通知書が返戻された場合は登録を抹消します。
9. 登録の有効期限はなく、廃止の届出があるまで継続します。ただし、登録者が国外転出したとき、死亡又は失踪宣告を受けたとき、住民票が職権消除されたとき、その他市長が特に登録を抹消する理由が生じたと認めたときは登録を抹消します。
10. 三好市では、コンビニエンスストアで住民票の写し等の取得ができるコンビニ交付サービスを実施しておりますが、本制度の利用登録を行った方の個人番号カードでは、登録した住民票の写し等の取得はできなくなりますのでご注意ください。